

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年5月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300605 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400005 号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①、②及び③について、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の別表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成19年4月から8月までのいずれかの月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された賞与支払明細書（平成15年度冬期分、平成16年度夏期分）及び給料明細書（平成19年決算分）（以下「賞与支払明細書」という。）により、請求者は、当該期間に、A社から、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、当該期間当時に、A社の社会保険業務全般を委任されていた会計事務所から提出された請求者に係る給与所得の源泉徴収簿（平成15年分、平成16年分）及び請求者に係る仕訳日記帳（平成16年分、平成19年分）により、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による標準 賞与額
①	平成15年12月15日	22万8,000円	22万9,000円	22万8,000円
②	平成16年7月8日	18万2,000円	18万2,000円	18万2,000円
③	平成19年5月16日	6万円	6万円	6万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300645 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400006 号

第1 結論

請求者のA社における平成30年9月1日から令和3年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から令和2年8月までの標準報酬月額については28万円から34万円、同年9月から令和3年8月までの標準報酬月額については28万円から30万円とする。

平成30年9月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年9月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1. 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2. 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年9月1日から令和3年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間については、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額に係る届書の未提出により、標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。資料を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された給与明細書(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(34万円及び30万円)及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(34万円及び30万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(28万円)を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成30年9月から令和2年8月までは34万円、同年9月から令和3年8月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額に係る届書を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300610号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400003号

第1 結論

昭和54年*月から昭和55年3月までの請求期間及び同年4月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年*月から昭和55年3月まで
② 昭和55年4月から昭和56年3月まで

私が20歳となった昭和54年*月当時、私は短期大学の学生であったため、私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、主に公民館における集合徴収にて国民年金保険料を納付してくれていた。私は昭和55年4月に就職し、厚生年金保険の被保険者となったが、その後も父は継続して国民年金保険料を納付してくれていた。当時は、父が私の国民年金保険料を納付してくれていたことを知らず、私が昭和56年4月に会社を退職した後になってから知った。請求期間②については、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複して納付していたことになるので、私は父同伴でA町B支所(当時)へ出向き、当該期間に係る国民年金保険料の還付を請求したところ、一旦納付した国民年金保険料は還付できないが、納付記録は残るので、将来年金として支払われるという説明を受けたことを記憶している。

調査の上、請求期間①を納付済期間に訂正し、請求期間②の厚生年金保険加入期間については国民年金保険料を納付しているので保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親から、A町B支所で請求者に係る国民年金の加入手続を行い、主に公民館における集合徴収にて請求期間①及び②(以下併せて「請求期間」という。)の国民年金保険料を納付していたと聞いている旨陳述しているところ、i) 請求者は国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、証言を得られないこと、ii) C市(平成18年にA町を編入)は、文書の保存期限経過により、当該期間当時、A町B支所で国民年金の加入手続が行えたか否かは不明であり、集合徴収及び納付実施場所についても不明である旨回答していることから、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、当該期間当時に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の目視による調査を行ったものの、請求者に当該期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者から提出された年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載されている「昭和56年4月11日」より前に請求者が国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は当該期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、C市は、請求期間当時の国民年金保険料納付記録を確認できる資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。